

日本口腔科学会認定医制度 Q&A

2016年12月1日

Q：認定医制度取得にかかる費用を知りたい。

A：各申請審査料が10,000円、各登録料が20,000円です。

〔申請時〕

認定医・指導医同時申請（評議員のみ）	10,000円
認定医申請	10,000円
指導医申請	10,000円
研修施設申請	10,000円

〔登録料〕 ※合格通知後、登録の際にご納入ください。

認定医・指導医同時登録（評議員のみ）	20,000円
認定医登録	20,000円
指導医登録	20,000円
研修施設登録	20,000円

Q：申請審査料の納入方法と振込先を教えてください。

A：振込は郵便振替口座へお願いいたします。

《郵便振替口座》

口座番号：00180-9-630158

加入者名：特定非営利活動法人日本口腔科学会

※振込は郵便局備え付けの用紙をご使用ください。

※通信欄に「認定医申請審査料」や「認定医・指導医同時登録料」など、内容がわかるように記載をお願いします。

【研修施設認定について】

Q：研修施設として申請できるのは、病院や診療所などの医療機関のみでしょうか。大学や研究所などの教育研究機関も対象になりますか？

A：日本口腔科学会では各研究施設、診療科など研究や臨床を行う全てを対象としますので、病院でも大学でも構いません。

Q：研修施設の申請は大学病院単位か、それとも診療科ごとのどちらになりますか？

A：指導医がいる施設のもとの認定ですので、病院や大学単位ではなく、診療科、講座、研究室や教室単位となります。

Q：研修施設は大学病院の診療科で申請した方が良いのか、研究科の講座名で申請した方がよいのか分かりません。

A：どちらを主とするかで決まります。多くは研究科や講座を主として、診療科の部長や課長を兼任する形式だと思います。主な所属名で申請をしてください。

Q：『研修施設認定申請にかかわる在籍（職）証明書（施-2）』ですが、私は研究科所属ですので、研究科長より証明を受ける方が良いでしょう。それとも病院での在籍証明が良いのでしょうか。

A：申請者の所属長より証明を受けてください。この質問者の場合は、研究科長の証明書ということになります。

Q：研修施設申請書（施-3）『申請前1年間における症例一覧報告書』において、対象は初診のみでしょうか。再診も含めた全症例数でしょうか。また、パノラマエックス線写真などは、初診時に撮らなくても、再診時に撮影したり、また1年間に複数回撮影する場合もあります。症例数の数え方について教えてください。

A：どんな症例を診察したかが重要ですので、初診の症例をお願いします。エックス線審査などを主業務、研究対象とする歯科放射線科などは1年間にどのくらい撮影しているかを記入すれば良いです。

なお申請書の記入欄の例は、口腔外科以外の施設の例として記載しているものです。口腔病理では診断症例を、歯科放射線科では撮影例を記入してくださいという見本ですので、必ずしもその例の通りに記入する必要はありません。

Q：研修施設申請書（施-1）の責任者氏名は評議員氏名でしょうか、機関長氏名でしょうか？

A：責任者は評議員氏名、機関長氏名のどちらでも結構です。

Q：研修施設の申請は必ず評議員がいなければいけないでしょうか。民間の総合病院では申請は不可能でしょうか。

A：研修施設の申請要件に“本学会評議員又は同等の資格を有する者”とあります。本学会評議員は定款施行細則にて概ね医育機関に限られているため、申し訳ありませんが、民間の総合病院は今のところ申請は受け付けておりません。

Q：認定医制度規則第6章第10条第3項で“認定委員会が、研修施設と同等の資格を有するものとして申請を認める施設”とありますが、現時点で研修施設の申請書は評議員用しか用意されていません。評議員以外でも申請できますか？

A：暫定期間中は評議員が在籍する施設のみを対象としております。

Q：研修施設申請書（施-4）の学会活動報告は、日本口腔科学会の学会雑誌や学術集会での発表のみでしょうか？

A：認定医制度施行細則第4条第3項で、“本学会において学術集会参加ならびに研修発表等を積極的に行っていること”と定められているため、本学会での活動を中心にご記入ください。

Q：研修施設申請書（施-4）の『3. その他の学会活動』欄には、何を記入すればよいでしょうか。

A：論文や発表以外のセミナーや研修会の参加、地方部会や学術集会を主宰していましたら、ご記入ください。

Q：ひとりの評議員が2つの研修施設を申請することは可能ですか？

A：評議員に学会発表、カンファレンス、症例などの実績が十分あり、2施設ともにしっかり指導を行えることが明らかであれば可能です。申請を受けて、こういった点を当該委員会で審査いたします。その結果、承認できない場合もあることはご了承ください。

【認定医・指導医申請について】

Q：暫定期間における一般会員の認定医の申請は、同じ施設に評議員や指導医が不在でも可能でしょうか。

A：評議員や指導医不在であっても、条件を満たしていること、および認定医推薦書（暫認-6）があれば、一般会員の認定医申請は可能です。

Q：開業医であっても認定医を取得することは可能ですか？

A：可能ですが、条件を満たしていること、および認定医推薦書（暫認-6）が必要になります。

Q：一般会員の暫定認定医申請書の認定医推薦書（暫認-6）の推薦者はどの先生でもいいのでしょうか。

A：日本口腔科学会の指導医から推薦を受けてください。

Q：一般会員の認定医・指導医の同時申請は可能ですか？

A：現在、同時申請は行っておりません。認定医を取得後、指導医の申請をしてください。

Q：認定医制度施行細則第2条第2項において、“基礎的又は臨床的研究論文”とありますが、症例報告（一例報告）も含まれるのでしょうか。

A：原著、症例報告、統計など全てを指します。どのような論文種別でも構いません。

Q：一般会員の認定医申請書（暫認-5）の業績目録（口演発表等）の報告には何題必要でしょうか。また他学会は含まれますか？

A：新しいものから10題以内を記入してください。1題のみでしたら、その1題をお書きください。他学会であっても、口腔医療および口腔科学に関連する基礎的又は臨床的研究であれば結構です。

Q：過去に3年以上の会員歴があります。暫定認定医の申請資格はありますか？

A：暫定措置において、申請時に“継続して3年以上の正会員歴”を持つということを想定しております。したがって、過去の会員歴に関しましては、当該委員会の判断に委ねることになります。